

仕様書

1 業務の名称

令和7年度愛知県基幹的広域防災拠点整備事業（第1期・消防学校）PFI アドバイザリー業務（以下「本業務」という。）

2 委託期間

契約締結日から令和8年1月5日まで

3 業務の目的

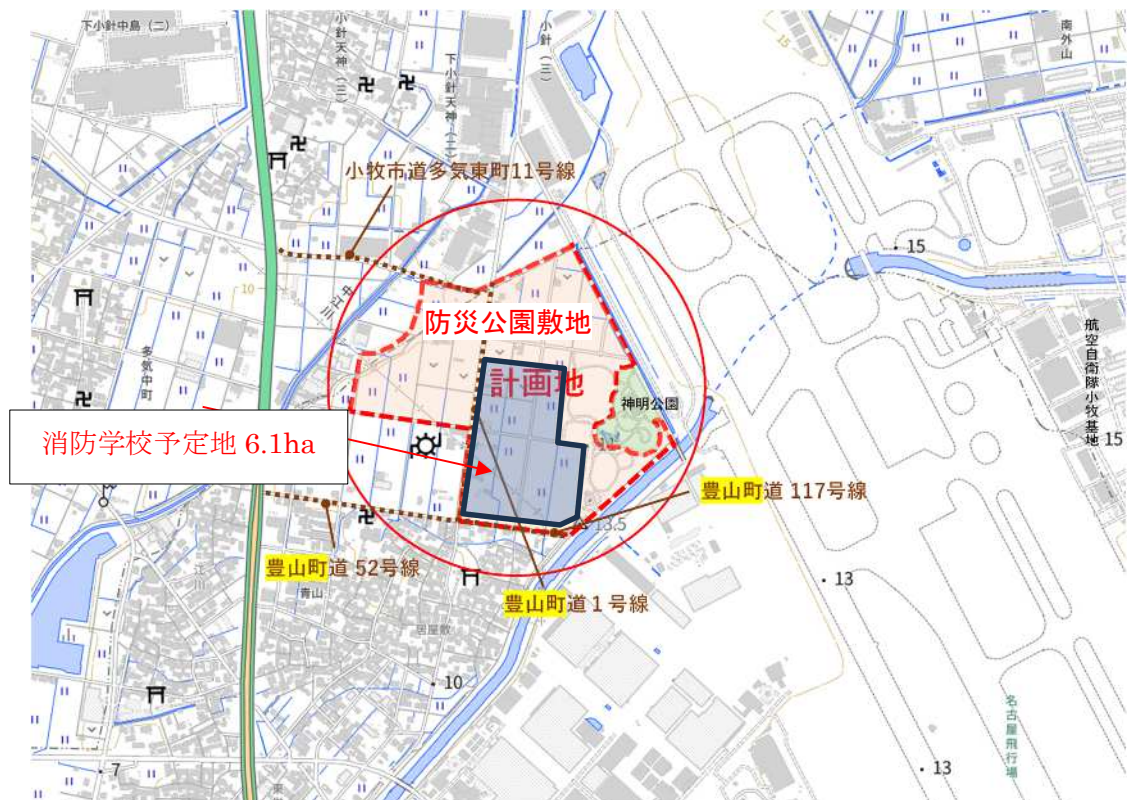
本業務は、令和6年度に実施した愛知県基幹的広域防災拠点整備事業（第1期・消防学校）のアドバイザー業務に基づき、PFI手法のうちBTO方式で実施する際に必要となる諸手続きに関する資料等の作成を行うとともに、民間事業者から幅広い提案を引き出し、事業者を選定したうえで、その者との契約を円滑に締結するため、アドバイザー業務を委託する。

4 計画地の概要

（1）立地条件に関する事項

本事業の対象エリアは、豊山町青山地区に位置する愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業計画上の計画地約17.7haのうち県有地、民地及び豊山町有地約6.1haである。計画地の立地条件等の概要は、図表1のとおりとします。

<図表1 計画地の立地条件等の概要>



項目	概要
所在地	愛知県西春日井郡豊山町大字青山神明周辺
面積	消防学校敷地面積：約 6.1ha (約 61,400 m ²) ※計画地全体 約 17.7ha (約 177,400 m ²) 参考：愛知県防災公園敷地面積：約 8.9ha (約 89,000 m ²) 現神明公園の対象敷地面積：約 2.7ha (約 27,000 m ²)
用途地域	指定なし (市街化調整区域)
容積率/建蔽率	200%/60%
高压線	整備地区内に中部電力の 77,000 ボルトの送電線が通っています。一般的に労働安全衛生規則では、電線との最小離隔距離が定められています。
VORTAC	名古屋空港北西部横に国土交通省航空局が管理する名古屋 VORTAC (無線標識設備) があります。VORTAC 周辺に建築物等を建てる場合には、工事や建築物影響により VORTAC が発する電波の誤差が国際基準の限界値を超えないように計画しなければなりません。
空港周辺における建築物設置の制限	航空機が安全に離着陸するため、隣接する県営名古屋空港周辺の一定の空間を障害物が無い状態にしておく必要があります。このため、制限表面を超える高さの物件 (建築物・避雷針・アンテナ・看板・電柱等の恒常物件や、工事用クレーンやドローン・ラジコン等の仮設物件、樹木も含む) を設定することは航空法で禁止されています。
その他 (拠点整備事業の計画地全体について)	北側 (小牧市道 多気東町 11 号線、幅員 17.5m (拡幅予定)) 南側 (豊山町道 52 号線、幅員 17.5m (拡幅予定) 及び町道 117 号線、幅員 12m) 中央 (豊山町道 1 号線、幅員 17.5m (拡幅予定)) ※町道 117 号線を除く愛知県が県道として拡幅する小牧市道及び豊山町道の全面供用開始までの間、県は、事業者と協力します。

県が考える整備イメージは、県の web ページ「愛知県基幹的広域防災拠点の整備イメージについて (<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/494556.pdf>)」によります。

なお、整備イメージは、発注時点において発注者が想定している概要であり、変更が生じうることに留意するとともに、随時発注者と協議のうえ、適切に業務を実施するものとする。

5 業務内容

発注者と協議のうえ、事業者選定にかかるスケジュールを適切に設定し、敷地条件の整理、事業者選定に必要な公表資料の作成、事業者選定委員会の運営から審査結果公表資料作成など、落札者との円滑な契約に至るまでのプロセスにおけるアドバイザーとして、以下に掲げる業務を行う。

(1) 入札説明書等の作成・公表支援

ア 個別対話の回答作成支援（要求水準書等の修正支援も含む。）

(2) 事業者選定委員会の運営支援

ア 事業者選定委員会資料作成

イ 事業者選定委員会議事録作成等

(3) 落札者の決定に係る審査及び落札者の決定・公表支援

ア 落札者の決定に係る資料の作成、公表に係る支援

イ 審査公表（案）の作成、公表に係る支援

(4) 契約等の締結支援

(5) 打ち合わせ対応

(1)～(4)までの検討内容や県が考える整備イメージを共有・検討する機会を随時設ける。

6 成果品

(1) 提出する成果品

ア 報告書 2部

※5業務内容(1)～(4)の項目ごとに内容を整理・編集すること

イ 報告書概要版 2部

ウ 関連資料 2部

エ 打合せ記録簿 2部

オ 報告書等の電子データを記録したCD-R 一式

(2) 成果品の納入場所

成果品の納入場所は、愛知県防災安全局防災部防災危機管理課防災拠点推進室とする。

(3) 成果品の帰属

成果品の管理及び帰属は、全て委託者のものとし、委託者が承諾した場合を除き受託者は成果品を公表してはならない。

なお提出後に不備が発見された場合、受託者は契約終了後も訂正の義務を負うものとする。

7 その他

(1) 業務の実施に当たっては、この仕様書に基づくと共に、発注者と緊密に連絡をとりながら履行すること。

(2) この仕様書に定めのない事項については、発注者と協議すること。

(3) 建築設計業務委託共通仕様書を準用する。

(4) 業務仕様の軽微な変更については、契約金額の変更は行わないものとする。

(5) アドバイザーの配置体制及び業務内容については、本仕様書及び「参加表明書及び技術提案書作成要領」に基づいて提出した業務実施体制及び技術提案書の内容を遵守すること。